

栃木県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害者」という。）の支援に関して、地域の課題を共有し、関係機関が円滑かつ効果的な連携を図ることにより、発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため、発達障害者支援法第19条の2に基づき、栃木県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 発達障害者に対する乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備に関すること
- (2) 発達障害者の支援にかかる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携に関すること
- (3) その他発達障害者の支援の充実に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱又は任命する。

- (1) 親の会
- (2) 学識経験者
- (3) 医療機関
- (4) 保健福祉関係機関
- (5) 教育関係機関
- (6) 労働関係機関
- (7) その他関係機関

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 協議会は、専門の事項を検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、保健福祉部障害福祉課に事務局を置き、協議会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。